

第Ⅵ章 計画の進め方等

1 地元や関係機関との連携

中流部の保存整備や活用整備を行うに当たり、地元住民や地域の団体、関係機関との連携を円滑に進めるため、既存の協議会の活用に加え、当局では、中流部沿線の区市において、年1回、エリアごとに法面保護工事や植生管理作業等に関する説明会を開催してきました。

引き続き、説明会の開催などを通じて、地元自治体を窓口とした情報伝達や意見交換を行っていきます。

2 災害時の対応

保存管理計画において、災害による損壊等の非常時には、史跡・名勝の保存及び機能の維持に配慮し、応急措置を実施することと定めており、これまでも災害による損壊等を確認した際は、速やかに応急復旧作業を行ってきました。

今後、関係機関と密接に連携しながら、災害時には速やかに応急復旧を行い、史跡・名勝の保存と機能の維持に努めていきます。

3 ゾーニングとモニタリングの活用

今回の改定では、新たに、中流部を7つのゾーンに区分した上で、40及び41ページに記載したように、それぞれの課題に対応した施策及び管理方針を定めました。また、水路及び法面の形状、樹木の生育状況等に関する定期的なモニタリング調査を実施することとしました。

今後は、ゾーンごとの課題を踏まえつつ、モニタリング調査の結果や新技術を活用しながら維持管理を行います。また、計画期間の終了期には、モニタリング調査等で蓄積したデータを踏まえて検証を実施し、その後の取組に反映させていきます。

保存整備施策及び

		玉川上水中流部			
ゾーニング		ゾーン① 小平監視所～いこい橋	ゾーン② いこい橋～小川水衛所跡	ゾーン③ 小川水衛所跡～小金井橋	
保存管理の目標		○「土木施設・遺構」を良好な状態で将来に継承			
		—		○「ヤマザクラ並木の美しい	
		○憩いの空間として国民に親しまれる場を将来に継承			
保存整備	課題	全域			
		ゾーン別	水路	・法面や法肩に生育する樹木の大径木化が進行	
			ヤマザクラ	・法面の後退により、形状が直壁状（左岸）、オーバーハング状（右岸）に変化 ・法面や法肩に多くの大径木が生育	
	施策	水路	・法面の崩落 (法面保護工施行が多い)	—	—
		ヤマザクラ	・高木が繁茂して既存のヤマザ育環境に影響		
	課題	全域			
		ゾーン別	水路	・目視確認、横断測量調査により、水路や法面の状況をモニタリング ・モニタリングにより、崩落等の発生や兆候が認められた箇所、護岸の大きな変状が確認された箇所 ・法面や法肩に生育する樹木のうち、法面等の崩落に伴い倒伏するおそれの高い樹木や過度な根系（法面崩落を引き起こす可能性がある場合は萌芽できるように伐採）	・5年ごとにモニタリング
	管理方針	水路	・2～3年ごとにモニタリング ・計画的な法面保護工の実施	・関係機関と協議の上、ヤマザ伐採 ・東京都教育庁等の要望に合を提供	
		ヤマザクラ			
	植生管理	課題	全域		
			ゾーン別	・台風等による倒木 ・アズマネザサ等のササ類等の繁茂による林内のやぶ化	・高木が繁茂して既存のヤマザ育環境に影響
		管理方針	ゾーン別	・コナラ・クヌギ等の大径木化の進行とナラ枯れ ・常緑広葉樹の増加傾向により、落葉広葉樹の稚樹生育を阻害する可能性	・ケヤキ等の大径木化の進行（樹林の更新を図る必要）
全域			・毎木調査や自然環境調査等により、樹木の健全度や自然環境の変化をモニタリング ・倒木防止を目的として枯損木を優先的に伐採するとともに、周辺道路等への越境樹木及び水路 ・樹林の若返りや明るい雑木林の環境として管理できるよう、必要に応じて、樹勢の低下した樹 ・定期的な下草刈りと併せて、状況に応じてササ刈りやクズなどの除去を実施 ・重要種の生育が確認される場所では、可能な限り重要種の保全に配慮するとともに、特定外来		
管理方針		ゾーン別	・ナラ枯れ防除の処置や枯死被害木の伐採 ・大径木を少しずつ抜き切りし、樹林の若返りを図るため、樹種を選別し、成長を促しながら、多様な構成種を維持 ・シュロやトウネズミモチ等の外来種は除伐し、高木となるシラカシ等は明るい林内となるよう間伐	・関係機関と協議の上、ヤマザ伐採 ・ケヤキは成長が早いいため、大径木化しないよう抜き切りし、樹林の更新を図る	
		全域			

植生管理方針

全域			
ゾーン④ 小金井橋～境橋	ゾーン⑤ 境橋～萬助橋	ゾーン⑥ 萬助橋～東橋	ゾーン⑦ 東橋～浅間橋
景観」を将来に継承		—	
—	—	—	・ 法面の後退傾向 ・ 法面や法肩に多くの大径木が生育
—	—	・ 法面の崩落 （法面保護工施行が多い）	—
クラを被圧することで、生			
【※】伐採した樹木の萌芽が成長しヤマザクラを再被圧			
所から優先して、法面保護工を実施 発達により法面の形状変化を進行させるおそれの高い樹木の伐採			
		・ 2～3年ごとにモニタリング ・ 計画的な法面保護工の実施	・ 5年ごとにモニタリング
クラの被圧樹木をせん定・ せ、ヤマザクラの補植適地			
【※】萌芽から成長した樹木をせん定・伐採			
クラを被圧することで、生			
【※】伐採した樹木の萌芽が成長しヤマザクラを再被圧（再掲）	・ 常緑広葉樹の増加傾向やササ類の繁茂により、鬱閉された箇所が多く見られ、落葉広葉樹の稚樹生育を阻害する可能性		
の眺望を著しく妨げる樹木のせん定を実施 木を中心とした抜き切り、常緑広葉樹が増加傾向にある場所等での間伐、外来種の除伐を実施 種が確認された場合は除去に努める			
クラの被圧樹木をせん定・	・ ムクノキ、イヌシデ、エゴノキ等の落葉広葉樹や、シラカシやアラカシ等の常緑樹（ゾーン⑤・⑥）、ヒノキやサワラ等の針葉樹（ゾーン⑦）が混成する樹林環境を更新しつつ維持できるよう、必要に応じて間伐等を実施		
【※】萌芽から成長した樹木をせん定・伐採（再掲）	・ 広範囲でアズマネザサが分布する箇所では、基本的に刈り取り、広葉樹の実生や草本が生育できる環境となるよう努める		



計画の基本的な考え方 第Ⅰ章
玉川上水中流部の現状と課題 第Ⅱ章
ゾーニング 第Ⅲ章
整備活用施策 第Ⅳ章
植生管理 第Ⅴ章
計画の進め方等 第Ⅵ章
附属資料

